

(令和2年8月28日時点)

① 園児等の同居する家族等が感染した場合

《園児等が濃厚接触者に特定されなかった場合》

- ・ 個別の事例の状況（PCR検査の受検等）により出席停止とすることができる。
- ・ 臨時休業は実施しない。

《園児等が濃厚接触者に特定された場合》
出席停止とする。（詳細は②へ）

② 園児等が濃厚接触者に特定された場合

【園児等の出席停止】

- 開始日：濃厚接触者と特定された日
- 終了日：感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日目

【臨時休業について】

保健所、園医等と相談の上、実施の可否を判断する。

《検査結果「陰性」》
臨時休業を実施している場合は保健所、園医等と相談の上、終了の時期を判断する。
※出席停止は継続

PCR検査の受検

《検査結果「陽性」》
臨時休業を実施する。（詳細は③へ）

③ 園児等の感染が判明した場合

【園児等の出席停止】

- 開始日：感染の判明した日
※判明前から症状があり、欠席していた場合は最終登園日の翌日から
- 終了日：治癒するまで
※医師等が登園を許可した日の前日まで

【幼稚園の臨時休業】

保健所による濃厚接触者等の特定及び園内の消毒作業等の実施に要する期間（概ね3日間程度 ※土日等を含む）

保健所、園医等と相談の上、感染者の園内での状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、園内で感染が広がっている可能性について総合的に判断し、臨時休業の期間を決定する。

【主な検討事項】

- ・ 感染者の園内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否 等

園内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合

幼稚園の臨時休業の継続

園内で感染が広がっていないと考えられる場合

- ・ 登園再開
- ・ 感染園児等に係る濃厚接触者は出席停止

上記対応を原則として、対応の詳細については個別の事例ごとに保健所、園医等と相談の上、阿南市新型コロナウイルス感染症対策本部において、総合的に判断する。